

留萌南部衛生組合公告第2号

令和2年9月14日付留萌南部衛生組合公告第1号にて公告した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び第167条の14の規定による物品のせり売りについて、次のとおり日程の変更を公告する。

令和2年9月25日

留萌南部衛生組合
組合長 中西俊司

記

1 せり売りの執行日時

変更前 令和2年10月9日(金) 午前10時00分から
(受付 午前9時30分から)

変更後 令和2年10月16日(金) 午後2時00分から
(受付 午後1時30分から)